

青木果報

号外第五十四号

平成十三年六月一日（金曜日）

目
錄

段の規定により告示する。

平成十三年六月一日

青森県知事

(都市計画課) :

一 公共下水道の名称

重刊本林特定環境保全公報

二三の因門方ひ因境

韓編卷之二

卷之二十一

西漢書

三 日暮の政治

1
幹線管渠

管路設備工事

2 終末処理場

辦理設備工事

四 工事の完了の日

平成十三年一月二十二日

立成一三五二月二

青森県告示第三百七十三号

告示

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の幹線管渠の設置に

関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

- 一 公共下水道の名称
- 二 新郷村特定環境保全公共下水道
- 三 工事の区間

幹線管渠

三戸郡新郷村大字戸来字重堂三の一地先から同大字字前鹿田一の五地先まで

- 一 公共下水道の名称
- 二 新郷村特定環境保全公共下水道
- 三 工事の区間

幹線管渠

四 工事の完了の日

平成十三年三月二十三日

青森県告示第三百七十五号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

- 一 公共下水道の名称
- 二 工事の区間及び区域

西津軽郡岩崎村大字岩崎字平館一の一地先から同字一七地先まで

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

- 一 公共下水道の名称

市浦村特定環境保全公共下水道
二 工事の区間
幹線管渠

北津軽郡市浦村大字相内一〇五の一地先から同大字字吉野一三の一地先まで

- 一 公共下水道の名称
- 二 工事の区間
幹線管渠
- 三 工事の内容

管路設備工事

- 一 公共下水道の名称
- 二 工事の区間
幹線管渠
- 三 工事の内容

平成十三年三月二十六日

青森県告示第三百七十六号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末

処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

- 一 公共下水道の名称

西津軽郡岩崎村大字岩崎字丸山一四六の一地先から同字一七地先まで

- 一 公共下水道の名称
- 二 終末処理場

西津軽郡岩崎村大字岩崎字平館一の一地内

- 一 公共下水道の名称

幹線管渠

1 幹線管渠

三 工事の内容

2 管路設備工事

終末処理場

- 四 工事の完了の日
平成十三年三月二十六日

青森県告示第三百七十七号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる。旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

一 公共下水道の名称
脇野沢村特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

1 幹線管渠

下北郡脇野沢村大字脇野沢字辰内一五の一地先から同字二六の四地先まで

2 終末処理場

3 工事の内容

4 管路設備工事

5 終末処理場

6 幹線管渠

- 四 工事の完了の日
平成十三年三月二十八日

青森県告示第三百七十八号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる。旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

一 公共下水道の名称
川内町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

1 幹線管渠

下北郡川内町大字川内字川内三九一地先から同大字字品木九七の六地先まで

2 終末処理場

3 工事の内容

4 管路設備工事

5 終末処理場

6 工事の完了の日
平成十三年三月二十九日

- 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる。旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

一 公共下水道の名称
川内町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

1 幹線管渠

下北郡川内町大字川内字中畠四一の六地内

2 終末処理場

3 工事の内容

4 管路設備工事

5 終末処理場

6 工事の完了の日
平成十三年三月二十九日

(十五号) 第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令(平成二年政令第九十一号)第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

三 工事の内容

1 幹線管渠

東津軽郡平館村大字根岸字湯ノ沢一九三地先から同大字字山居六一地先まで

2 終末処理場

東津軽郡平館村大字石崎字弥藏釜四一及び四七の一地内

一 公共下水道の名称

三厩村特定環境保全公共下水道

二 工事の区間

東津軽郡三厩村字東町一七の一地先から同村字本町一五三地先まで

三 工事の内容

四 工事の完了の日
平成十三年三月三十日四 工事の完了の日
平成十三年三月三十日

1 幹線管渠

2 終末処理場

3 管路設備工事

4 处理設備工事

一 幹線管渠

二 工事の区間

三 工事の内容

四 工事の完了の日

平成十三年三月三十日

青森県告示第三百八十号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)第十四条の二第一項の規定により行った次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令(平成二年政令第九十一号)第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十三年六月一日

青森県知事 木村守男

発行所・発行人	印 刷 所・販 売 人
青森市長島二丁目一番一号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
(毎週月・水・金曜日発行)	定価小口一枚二付十七円八十五銭